

学校法人プール学院

評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人プール学院（以下「学院」という。）の学外評議員の報酬、各種手当、餞別金、慶弔費について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における学外評議員とは、寄附行為第31条第1項のうち、第2号から第6号により選任された評議員で、学院から職員としての報酬を受けていない者を指す。

(報酬等の支給)

第3条 学外評議員には、評議員会出席1回あたりの報酬額を5,000円として、それに掛かる源泉所得税を控除した残額を支給する。
2. 外部の研修への出席その他、学院からの依頼によりその職務を執行した場合は、第1項で定める報酬額を基準に計算した報酬を支給することができる。

(交通費)

第4条 評議員会への出席に係る交通費は、あらかじめ届けられている公共交通機関の区間につき、最も安価な方法の実費相当額を支給する。ただし、その通勤手段が自転車等の場合にあつて直線距離が2キロメートル未満の者には支給しない。
2. 交通費の支給基準及びその金額は、別途職員対象の『通勤交通費支給規程』及び『通勤交通費支給の特例に関する規程』を準用するものとし、交通費の上限は6ヶ月定期代とした場合の20万円とする。

(費用)

第5条 学外評議員が職務執行のため出張した場合は、その交通費、宿泊費、会費若しくは参加費及び次項に定める日当を支給する。その旅費の算定額は、職員を対象とした別途規程『プール学院旅費規程』を準用する。
2. 支給する宿泊料は1泊あたり15,000円（但し、会費の場合はその額）、日当は宿泊を伴う場合1日当たり5,000円とする。

(餞別金)

第6条 学外評議員がその任期を満了もしくは寄附行為第24条による定年により退任する場合は、その在任期間に応じて下記の餞別金につき、それに掛かる源泉所得税を控除した支給することができる。
(1) 在任1期3年を超え3期9年未満年の場合、10,000円
(2) 在任3期9年満了の場合20,000円
2. 在任期間のうち職員が評議員であった場合の期間は、前号の在任期間からは除く。

(慶弔費)

第7条 学外評議員に対しては下記の基準に従い慶弔費を支給する。
(1) 本人の入院、手術及び2週間以上の病臥に対して、5,000円
(2) 本人の死亡に対して、30,000円
(3) 配偶者の死亡に対して、10,000円

評議員の報酬等に関する規程

(4) 両親（義父母含む）に対して、5,000円

(支払方法)

第8条 第3条に定める報酬、第4条に定める交通費、第5条に定める費用、並びに第6条に定める餞別金は、原則その実施日の翌月21日に振込により支給する。但し、振込日が金融機関の定める休業日の場合は、その直前の営業日に振り込みをする。

(補則)

第9条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会の議決により行う。

附 則

1. この規則は、2020（令和 2）年 4月 1日から施行する。
2. 2021（令和 3）年12月 1日改訂実施。
3. 2025（令和 7）年 4月 1日改訂実施。ただし、2025（令和7）年4月1日施行実施寄附行為附則2に該当する評議員（職員の地位を有する評議員を除く）が2025（令和7）年度の定時評議員会終結の時までに退任する場合の退任慰労金又は餞別金の取扱いについては、なお従前の例による。
4. また、2025（令和7）年4月1日施行実施寄附行為附則2に該当する評議員（職員の地位を有する評議員を除く）が2025（令和7）年度の定時評議員会終結後も継続して選任された場合の退任慰労金又は餞別金の取扱いについては、2025（令和7）年度定時評議員会終結の時までは従前の例により算定し、同定時評議員会終結後は本規程に基づいて算定した、その合算とする。